

第四十六回国 参議院建設委員会會議録 第二十七号

昭和三十九年五月十九日(火曜日) 午前十時四十五分開会

農林省農地 局管理部長 小林 誠一君

委員の異動

五月十九日

補欠選任 田中 清一君 山本 杉君

出席者は左のとおり。

委員長 北村 暢君 理事 稲浦 鹿藏君 増原 恵吉君 瀬谷 英行君

委員

熊谷太三郎君 高橋進太郎君 山本 杉君 田中 一君 武内 五郎君 中尾 辰義君 村上 義一君

国務大臣

農林大臣 赤城 宗徳君 建設大臣 河野 一郎君

近畿圏整備本部次長

八巻淳之輔君 農林省農地局長 丹羽雅次郎君

農林省農地局長

平井 學君 建設省住宅局長 前田 光嘉君

事務局側

常任委員 中島 博君 会専門員

本杉君が選任せられました。

○委員長(北村暢君) 初めに、

今日予備付託になりました首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)について、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案(内閣送付、予備審査)について、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案(内閣送付、予備審査)について、住宅地造成事業に関する法律案(内閣提出)について、

○委員長(北村暢君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、先ほどの委員長及び理事打ち合わせの結果を御報告いたします。本日は、今日予備付託になりました首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案及び近畿圏の既成都市区域における工業等の制限に関する法律案、同月七日予備付託になりました近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案の提案理由の説明を聴取した後、前回に引き続き、住宅地造成事業に関する法律案に対する質疑の後、討論採決を行なう予定であります。

○委員長(北村暢君) それでは本日の議事に入ります。

この際、委員の異動について御報告いたします。本日、田中清一君が辞任せられ、山本杉君が選任せられました。

○委員長(北村暢君) 初めに、

今日予備付託になりました首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を願います。河野国務大臣。

○国務大臣(河野一郎君) ただいま議題となりまして首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の説明を願います。河野国務大臣。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律は、既成市街地への産業及び人口の過度集中を防止するため、既成市街地のうち、東京都区部、武蔵野市及び三鷹市を工業等制限区域とし、この区域内においては、一定規模以上の工場、学校は制限施設として、許可を受けなければ新設できないこととして、昭和三十四年四月施行されたものであります。

その後、昭和三十七年十月には、同法を一部改正しまして、制限施設の規模を引き下げるとともに、新設のみならず増設をも制限することとして、制限の強化をはかり、今日に至っております。政府は、この法律の施行とともにその他の人口の過度集中防止対策を実施してまいりましたのであります。首都を中心とした既成市街地の現状を見ますと、依然として人口集中はやまない状

況であり、交通難の異常な深刻化をはじめとして、生活環境の悪化、公共施設の不備等都市の過大化による弊害はとみに深刻の度を加えておるのみならず、これらの弊害は、現行の制限区域の周辺地域にも及びつつある実情にあります。

これが対策といたしましては、市街地開発区域の整備によって、首都に対する産業と人口の流入の防止、首都人口の分散をはかる一方、工業等制限区域を現行の制限区域の周辺地域に拡大し、既成市街地への産業や人口の集中を直接抑制することがきわめて緊要と考えられるのであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。次に、その要旨について申し上げます。

まず第一に、工業等制限区域につきまして、従来、既成市街地のうち東京都の区域のみに限られておったわけでありましたが、すでに述べましたような理由により、東京都の区域外の既成市街地、すなわち横浜市、川崎市及び川口市の区域についても、制限区域の指定をすることができるようになるため規定を改めようとするものであります。

第二に、制限施設の許可権者についてであります。従来は東京都知事としておりましたが、制限区域が東京都の区域外に拡大された場合の許可権者は、制限施設の所在する都県の知事または地方自治法で定める政令指定都市の市長とすることとし、指定都市の市長が、許可、不許可の処分をする際に

は、知事が意見を付して、首都圏整備委員長に進達することとしようとするものであります。

第三に、首都圏整備審議会の委員の構成についてであります。政令指定都市の市長及び議会の議長を審議会の委員に加える必要があるため所要の改正を行なうものであります。

以上が改正案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○委員長(北村暢君) 次に、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案を議題といたします。提案理由の説明を願います。河野国務大臣。

○国務大臣(河野一郎君) 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明いたします。この法律案は、近畿圏整備法第十五条の規定に基づく付属法律でありまして、同法第二条の既成都市区域のうち、一定の区域を工場等制限区域として定め、この制限区域内においては、人口増大の原因となる大規模な工場、学校の建設及び増設を制限し、これらの区域への産業及び人口の過度の集中を防止することを目的としたものであります。

その内容の第一点は、制限の対象となる施設についてでありまして、首都圏における工業等制限法と同様、人口増大の原因とされております工場、大

学、高等専門学校及び各種学校を取り上げております。

第二点は、制限区域についてでありまして、これは既成都市区域のうち政令で定める区域といたしておりますが、これは京都市、大阪市、堺市、布施市、守口市、神戸市、尼崎市、西宮市の区域のうち、人口密度の高い市街地の部分を対象として定めることを予定いたしております。

第三点は、制限施設の新増設の許可に關することでありまして、制限区域内においては、府県知事の許可がなければ制限施設を新設または増設することができないものとしていたしております。

ただ、地方自治法で定める指定都市に於ては、この許可の権限は市長が行使することにしてあります。

その他、許可基準、経過措置、許可申請手続、違反に対する措置等を規定いたしておりますが、いずれも首都圏の工業等制限法の例に準じ所要の規定を設けてあります。

以上が近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に關する法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(北村暢君) 次に、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。河野国務大臣。

提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、近畿圏整備法第十三条の規定に基づく付属法律でありまして、近郊整備区域を計画的に市街地として整備し、また、都市開発区域を工業都市その他の都市として発展させるため必要な事項について規定し、これにより、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与しようとするものであります。

その内容の第一点は、近郊整備区域または都市開発区域の建設計画の樹立に關することでありまして、その作成の主体は、関係府県知事がこれに当たり、内閣総理大臣の承認を得て設定せられることとしてあります。

第二点は、近郊整備区域における工業市街地の整備及び都市開発区域における工業都市としての開発をはかるため、工業団地造成事業を施行することができるようにいたしてあります。

この工業団地造成事業についての都市計画決定、その施行の主体、施行を確保するための措置並びに団地造成事業によつて造成せられた敷地等の管理処分方法等につきまして所要の規定を設けてあります。

第三点は、近郊整備区域または都市開発区域の建設計画を達成するための優遇措置等についてであります。すなわち、国及び地方公共団体は、これらの建設計画を達成するため必要な施設の整備の促進につとめること、国有財産の売り払い代金等の延納を認めること、鉄軌道を敷設する者等に対し国は資金のあっせんにつとめること等のほか、都市開発区域への工業の立地を促進するため、地方税の不均一課税に伴

う地方財源の補てん措置を講ずることといたしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(北村暢君) ただいま聴取いたしました三法案に対する質疑は、後日に譲ります。

○委員長(北村暢君) 次に、住宅地造成事業に關する法律案を議題といたします。

本案の質疑を続けます。

政府側の出席は、河野建設大臣、赤城農林大臣、前田住宅局長が出席されてあります。

○武内五郎君 本委員会において住宅地造成に關する法律案の審議にあたり、私どもは、農地造成との関係においてきわめて重大なものを感じております。そこで、宅地造成と農地造成との調整につきまして、特に農林大臣の御所見を伺つておきたいと考えるものであります。

御存じのとおり、最近における住宅地の造成、工場敷地の造成等に伴ひまして、農地の転用が非常な勢いでなされてまいりました。これは宅地並びに敷地の造成は、何といつても、農地の転用に依存しなければならぬ部分が非常に多い。ところが、最近の農地転用に關する経過等を見てまいりますと、無秩序な状態で行なわれているところが非常に多いのであります。昭和三十四年に農地転用に關する規制の通達が出ておまして、従来転用が行な

われておりましたものに対する一応の規制をしたわけなものであります。依然としてその規制が場合によつては無視され、場合によつては既成事実をつくつておいて、やむを得ずこれを許可するといふような事態が、たまたまではなく、しばしば見られるのであります。これは民間の住宅地造成等に關してだけではなく、中には、法を最も誠実に順法しなければならぬ責任者であります地方行政団体においてさへも往々にしてある。したがつて、こういう事態が切りなく進められていくとすれば、日本の農業はどこへいくか、農地がなくなつては農業はできないのであります。日本の農業はどこへいくかといふ大きな心配に突き当たらざるを得ないのであります。そこで今度、私どもが宅地行政の審議にあたりまして、その点について、特に農地と宅地との二つの面における行政の調整をどうやっていくべきか、一つは、食糧生産のための農地を保全し、農業を育成していかなければならぬ農業の立場、同時に、人口増加に対する宅地の要請、産業発達についての工場敷地の要請等と、両方相反した二つの問題がここに出てきたわけでありまして、そこでまず私は、最近における農地造成の動向から、この二つの問題をどう調整していくか、農林大臣の御所見を伺つておきたいと存じます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 問題は、いま御指摘となつたような状況であると私も認めております。私どももいたしましては、優良な農地あるいは集団の農地等につきましては、農地としてその目的を十分に發揮させるように配慮しなければならぬと思ひます。これは既定どおりの方針でございます。ところで、住宅問題の解決等から住宅地の造成等も必要があると思ひます。でもありますが、その住宅の造成等につきましても、農地転用の許可基準等につきましても、ただいまお話がありましたように、宅地分譲を目的とする宅地造成事業等につきまして、日本住宅公団とか、政府もしくは政府関係機関の出資によつて設立されている地域開発を目的とする法人並びに地方公共団体のいふような場合、こういう場合を除きましては転用することができないし、したがつて、許可をしないという方針でございます。しかし、この住宅地造成事業に關する法律を見ますと、民間のものでも認可を受けたものについては、私どももいたしまして、宅地転用について配慮する、こういうことで両者の調整をすることにいたしてあります。

そこで、この住宅地造成事業に關する法律が成立いたしました場合に、どういふ調整方法を具体的にとるかということだと思ひます。そこで、この法律の運用につきましては、農林、建設両省の間でおおむね次の諸点につきまして了解しておりますので、両省で覚え書きをかわしたい、法律の成立を待ちまして覚え書きの交換をいたしたいと考えております。その内容の一つは、現在の農地転用許可基準、いま申し上げました許可基準がありますが、その許可基準におきまして、民間の宅地分譲事業につきましては許可しないこととしておりますが、この条項を改正いたしまして、この法律案、すなわち住宅地造成事業に關する法律案第四条の認可を受けた住宅地造成事業に限

は既定どおりの方針でございます。ところで、住宅問題の解決等から住宅地の造成等も必要があると思ひます。でもありますが、その住宅の造成等につきましても、農地転用の許可基準等につきましても、ただいまお話がありましたように、宅地分譲を目的とする宅地造成事業等につきまして、日本住宅公団とか、政府もしくは政府関係機関の出資によつて設立されている地域開発を目的とする法人並びに地方公共団体のいふような場合、こういう場合を除きましては転用することができないし、したがつて、許可をしないという方針でございます。しかし、この住宅地造成事業に關する法律を見ますと、民間のものでも認可を受けたものについては、私どももいたしまして、宅地転用について配慮する、こういうことで両者の調整をすることにいたしてあります。

そこで、この住宅地造成事業に關する法律が成立いたしました場合に、どういふ調整方法を具体的にとるかということだと思ひます。そこで、この法律の運用につきましては、農林、建設両省の間でおおむね次の諸点につきまして了解しておりますので、両省で覚え書きをかわしたい、法律の成立を待ちまして覚え書きの交換をいたしたいと考えております。その内容の一つは、現在の農地転用許可基準、いま申し上げました許可基準がありますが、その許可基準におきまして、民間の宅地分譲事業につきましては許可しないこととしておりますが、この条項を改正いたしまして、この法律案、すなわち住宅地造成事業に關する法律案第四条の認可を受けた住宅地造成事業に限

は既定どおりの方針でございます。ところで、住宅問題の解決等から住宅地の造成等も必要があると思ひます。でもありますが、その住宅の造成等につきましても、農地転用の許可基準等につきましても、ただいまお話がありましたように、宅地分譲を目的とする宅地造成事業等につきまして、日本住宅公団とか、政府もしくは政府関係機関の出資によつて設立されている地域開発を目的とする法人並びに地方公共団体のいふような場合、こういう場合を除きましては転用することができないし、したがつて、許可をしないという方針でございます。しかし、この住宅地造成事業に關する法律を見ますと、民間のものでも認可を受けたものについては、私どももいたしまして、宅地転用について配慮する、こういうことで両者の調整をすることにいたしてあります。

そこで、この住宅地造成事業に關する法律が成立いたしました場合に、どういふ調整方法を具体的にとるかということだと思ひます。そこで、この法律の運用につきましては、農林、建設両省の間でおおむね次の諸点につきまして了解しておりますので、両省で覚え書きをかわしたい、法律の成立を待ちまして覚え書きの交換をいたしたいと考えております。その内容の一つは、現在の農地転用許可基準、いま申し上げました許可基準がありますが、その許可基準におきまして、民間の宅地分譲事業につきましては許可しないこととしておりますが、この条項を改正いたしまして、この法律案、すなわち住宅地造成事業に關する法律案第四条の認可を受けた住宅地造成事業に限

りまして特に許可の対象とする——許可をしないかというところをもう捨ててしまふことと、ごまかして、許可の対象とする。第二に、集団農地、優良農地等、農地として保全すべきものにつきましては許可をしないこと。集団農地とか優良農地、あるいは農地として保全すべきものについては許可をしない。第三に、この法律案及び農地法にいう許可の手続の迅速化をはかるとともに、両省の手続の調整をはかる、こういうことで覚え書きをかわしたい、こういう話し合いに相なっておるわけでございます。こういうことによつて、いま御質問の御趣旨に極力沿うようにしたい、こう考えております。

○武内五郎君　そういたしますと、これは農林省と建設省との農地転用許可基準の運用についての話し合いのこの点を了承するということでございますね。そこで、これはそんな心配はないと仰せられるかもしれませんが、農林大臣も建設大臣も、そんなことは杞憂だと仰せられるかもしれませんが、かりにこの法律によつて地域が指定されてまいりますと、その指定地域内に農地を持つておる農民が、この指定そのものが農民に対する一種の脅威的なワクをはめることになるのではないかと、こういうことを実は私おそれるのであります。もうこのワク内においてはどうかにもならないのだというふうな状態と、心理が農民の間に起こるのではないかと考へるのでありますが、その点について、農林大臣のお考えが伺いたいのであります。

○国務大臣(赤城宗徳君)　この区域の指定につきましては、さいぜん申し上げてありますように、第三条によりまして町村長の意見を聞いたり、あるいは「あらかじめ、都市計画審議会の意見をきかなければならない」ということになつておりますが、そういう手続を経まして指定された場合に、その地域内における農地を持つておる農民が、もうこれで農地の転換を当然されるのではないか、こういう心配がわいてくるだろう、こういうお尋ねだと思つておる。確かに一応そういうことに心配する向きはあろうかと思つておる。しかし、再々申し上げておきますように、転用の許可を捨てておるわけにございませぬ。配慮はいたす。これは全然捨てて、当然転用を認めるということには、この法律のたてまえからなつておりませぬ。そこで、農地転用許可基準がございませぬが、優良農地、集団農地に該当するいわゆる第一種農地の転用は、原則として許可しないようになつております。あるいはまた、農地の転用によつて、用排水その他の面で周辺農地に悪影響を及ぼさないよう措置しなければなりませんし、離農または経営縮小する農民には適切な生活再建措置がとられるよう配慮すること、指定しております。でありますので、指定につきましても、こういう優良農地が相当含まれておるといふことにつきまして、優良農地等が相当含まれておるといふことであれば、あるいは転用許可にならないかもしらぬという見通しが持てると思つておる。あるいは町村長の意見を聞いた場合に、町村長といたしまして、その予定された地区の農民がどうしても農業に精進するの

だ、転用されることは、宅地にされることは困るというふうな意見等も述べるといふことによりまして、あらかじめ、転用してはならぬというふうな地区につきましては、地区の認定を下げるといふような態度を建設当局でもこれはいたすというところは考へられませぬ。しかし、その配慮がなくなつてやつた場合におきましても、決して転用許可を無条件でするといふたてまえにはなつておりませぬ。十分その点につきましては、私も似たし、私どもも似たし、いわゆる配慮をする。配慮をしながら、無条件ではやれませぬから、優良農地等は保存する、維持するといふような態度に出でざるを得ないと思つておる。そういうことによりまして、優良農地とか集団農地等の保全に一そつとめていきたい、こう考えております。

○委員長(北村暢君)　ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(北村暢君)　速記起こして。
○武内五郎君　何と申しまして、宅地造成に関しては、簡易に、そうして低廉にできるということがこれが本旨です。したがって、それには最もいいのが農地なんでありませぬ。もう一番やりやすい、使いやすのが農地なんでありませぬ。そこで私は、将来の農業行政というもののついでに、大きな心配が起ることは、いま大臣が優良農地は転用を許さぬように努力をしようと申されましても、第三種の間は優良農地もはさまつて侵食されていく状態になるのではないかと、このことがおそれられるわけで、御承知のとおり、最近における農地行政で、年間農地を造成する面積が約二万ヘクタールから三

万ヘクタールあります。ところが、これを転用するのは一万五千ヘクタールをこえる状態になつてまいつております。そうなつてまいりますと、新しく造成される農地よりも、熟田熟畑がだんだん手近の市街地に接して侵食されるということになつていかざるを得ない。その点について、農林大臣の今後における農地行政と農業政策についての確固たる御所見を伺つておきたいと思つておる。

○国務大臣(赤城宗徳君)　農地の壊滅といひますか、そういうものが農地の造成よりもよけいになつて、年々農地が――まあ五万町歩ぐらいですか、減つてくるような情勢にあります。でありますので、私も、農地として造成すべきことが適当であるといふところにおきましては農地の造成をさらに進めたいと思つておる。また私は、できるだけ農地の生産性を上げるといひますか、そういう意味におきまして、本年度等におきましても、従来よりずっと土地改良等につきまして力を入れておるのでございませぬけれども、現在の農地の生産性を上げていく施策をなお一そう強く進めて、全体といたしまして農地が幾ぶん減つたといひました。生産性が上がるような方途をさらに進めていきたい、こう考えておる。

○武内五郎君　特に今後遂行されてまいります新産業都市建設あるいは工業整備地区の建設といふような建設政策が遂行されてまいりますと、おそろしく農地がたいへんな面積にわたつて転用されることになるかと考へます。すでに、あるいは大阪府においてさえも農地部の農地転用係を設置しなければ

接にいとまがないほど繁忙をきわめておる所でありませぬ。いかに転用事務が非常に多くなつておるかということに、私は、きわめて重要な点をお伺ひしておきたいと思つておる。民間で転用する場合は、当然転用基準の取り扱いによつて行なわれるのであります。ところが、国の行なう公共事業、地方自治団体の行なう事業等に利用される農地は、これは許可を必要としなはずであります。ところがそれに乗じて、農地を大量に転用している事実がだんだん多くなつてまいりました。はなはだしいのは、私はここで特別にお伺ひしておきたいことは、新潟県において、競馬場を造成するために、農地を転用するにあつて、宅地造成だといつて許可の申請を出して、そうしていま現に名目は宅地造成で進められたものを、明らかに今年の二月に競馬場として転用しようとする計画が進められておるようでありませぬが、農地法第四条に基づく農地転用許可基準によつても、競輪場、競馬場、ゴルフ場等、娯楽施設並びに不急不要の施設のために農地を転用してはならぬ、という基準を……、地方行政の責任をもつて農地を守り、法を守つて行政を推し進めていかなければならぬ、地方自治体でそういうようなことをやつておるのでありますが、農林大臣、それを御存じですか。

○国務大臣(赤城宗徳君)　新潟県の競馬場の問題は聞いておりますけれども、私詳しくは承知しておりませぬ。しかし、いまお話がありましたように、民間でゴルフ場等を無許可のまま

でやっておるといふような話などは、ちらつと私耳にしまして、そういう問題につきましては、成規の手続をとらせるか、あるいはそこへ立ち入りを禁止しながら原状回復を命じておるところなどもございます。新潟の問題などは、事情はいろいろあるようでございまして、事務当局からちよつと御説明申し上げます。

○説明員(小林誠一君) 武内さんの御質問の件でございますが、この件につきましては、新潟の、ちよつと場所はいま記憶ございませんけれども、河川の改修を行なう、したがって、河川シールド・カットをやらなければならぬということになって、そのシールド・カットをやります敷地の中に相当の民家があるわけでございます。そういう意味におきまして、これをどこかに移転させなければならぬということから、その近郊に県で宅地造成をやりまして、まあいろいろその立ちのきされる方々と、県中に入りましてお話し合いをされたようでございますけれども、どうもその住宅地に造成された、県営住宅敷地に造ることは好ましくない、近くに競馬会を持つております競馬場があるのでそこへ移りたいという地元民の御要望もございまして、それでまあその土地と、現在の地方競馬で持つております土地と交換の話し合いが進められつとあると聞いております。

○武内五郎君 私は、この問題をなぜここへ出したかという、いま管理部長が言うように、確かに現在競馬場のありまする地域は、信濃川をシールド・カットする地域になってまいりました。そこへその地域における住民が約

六百戸、その住宅がなくなつて、水没してしまふおそれがある。そこで、その住宅六百戸の造成が必要になつてくる。そこで、私はなぜこの問題を出してお考えを承らなければならぬかという、その六百戸の住民の宅地を造成いたしますというところで新たに造成事業が要請され、起債を自治省に要請して、宅地を造成するのだということが出ておるはずなものであります。ところが、その新たに造成しようとする宅地のほうに競馬場を持つてくるのが最近明らかになつてまいりました。私は先ほど来、地方自治体において、しかも法に対して忠誠でなければならぬ行政の府が、法を歪曲して、宅地を造成するのだからといって、農地の転用をはかつておるところに、私は問題を考えます。この点について、そういうことがどういふふうな農林省で取り扱われるか。いまおそろく大臣は、この問題についての明らかな事實は御存じないだらうと思つて、よく御調査の上、法の歪曲のないよう、私は強く要請しておきたいと思つて、特に今後この宅地造成に関する法律が施行されるに際して、農地転用の基準についての運営は厳正をきわめてもらいたいことを農林大臣の御所見を伺つておきたいと思つております。

○国務大臣(赤城宗徳君) 信濃川のシールド・カットの分を取りかえるというふうな形のように、いまいろいろお話を聞いておられるうちに、私もそういうふうにお聞きしてまいりましたが、目的が相当変更されたんじゃないかと思つて、よく調べてみます。

なく、厳正に行なわれなければならぬと、こういうふうな考へております。法の執行については慎重に運用していきたい、こういう考へであります。

○委員(北村暢君) 田中君。○田中一君 農林水産委員会との連合審査で、農林委員の諸君からいろいろ修正案の要求が出ておりました。これは当委員会と打ち合わせの結果、政府間のいわゆる無軌道な農地の転用を許可しちや困るといふこと、それから農林大臣の転用許可権が失われるんじゃないかといふような心配からの修正要求があつたわけですね。これはまあ話し合ひの結果、両者の間で申し合わせ事項を出してもらひまして、そして一応その修正案の提出はやめた経緯があるんです。これはむしろ農林大臣御存じですね。

○国務大臣(赤城宗徳君) 承知しております。覚え書き、先ほど申し上げた内容でございます。

○田中一君 ところで、そうなつた以上、もう少し農林行政というか、第三種農地転用許可基準による許可だけをすればいいんだというんじゃないかと、もう少し積極的な協力がほしいと思つて、その意味は、これはまあめんどうなことはやめますけれども、法律の第二十条に、農林大臣がこういうぐあいに配慮するんだという規定がございまして、これはまあ許可するための配慮であつて、その許可されたものがどういふ形にならうとも、どういふ状況にならうとも、これには関知しないといふことを農地局長も当委員会と答弁してらるんです。参議院の農林水産委員会の諸君の心配もそこにあるわけなんです。新しく建設大臣が許可をし

た、かりにここに一万坪の団地がある、この団地は当然宅地化されます。むしろこれは農林大臣の転用許可をもつて仕事にかかると、その団地の先——先といふとおかしなものですけれども、その区域の接続する未指定の土地、そういうところは当然市街地化される、その完成した時には市街地化されると予想される土地なわけですね。いまこの許可基準では六十日間——二カ月以内に着工するならば、自分の家をつくるならば、これは転用許可をしております、この基準によつて、そこに五十坪とか三十坪とかいう過小宅地が造成される危険が多分にある。この法律は一応一ヘクタールになつておりますけれども、これはまあ民間でも、最近はそのなちっぽけな三千坪、五千坪じゃなくて、一万、二万という広さを持つた計画の方向に向かつてきておりますけれども、農地が虫食ひになる。あつち五十坪、こつち三十坪となつてくると、これを抑制する基準はないわけなんです。これはむしろ行政指導でこれをやらなければならぬと思つて、しかし、法律的にこの基準によつて許可を得る三種農地であるならば、この基準によつて、地方の農地局長も反対できない形にならざるを得ないと思つて、それが、それで結局、その土地がスラム化して、市街地として、住宅地としての機能は發揮できないわけなんです。ましてや、そこに側溝をつくり、道路をつくつた場合には、何らの費用の負担もせずして、それを流用すること、この法律によつては、公共施設というものは全部公共団体に属することになつておりますから、それを使つていくということになりません。そういう住宅地、小さな宅地の許可というのに対しては、相当慎重にしなければならぬと思つて、御存じのように、その先へその先へと飛んでおるわけですね。これは何とかならぬかという気持ちで私はするわけなんですけれども、農地局長は、どうもそこまではいかれないといふことを言つておられますが、なるべくそういうことは、ここにいろいろ新しい宅地ができるから、そつちへいらつしやい、こつちへいらつしやい、どういふ場合においても、そこがいろいろの場合においては、それを不許可にしようといふことはできないといふことを言つておられますけれども、農林大臣、どうお考えになりますか、実際の問題として

○国務大臣(赤城宗徳君) 許認可につきましては、いまお話しのように、地方農政局あるいは地方公共団体と、地域指定につきましては、十分その中に含まれる農地とか、宅地として適当であるかというふうな点についての検討はするつもりでございます。でございますが、お話しのように、そのまわり地ができてくる、こういう傾向は私もあると思つて、でございますが、極力、まあ農地局長が答弁しましたように、そういう地区内に宅地を設けるよう行政的に指導せざるを得ませんし、そのまわりに延びる場合におきましては、これは一般の基準に従つて、まあ間にはさまれないような、そういう耕地としては不適当な、むしろ宅地にて

た、かりにここに一万坪の団地がある、この団地は当然宅地化されます。むしろこれは農林大臣の転用許可をもつて仕事にかかると、その団地の先——先といふとおかしなものですけれども、その区域の接続する未指定の土地、そういうところは当然市街地化される、その完成した時には市街地化されると予想される土地なわけですね。いまこの許可基準では六十日間——二カ月以内に着工するならば、自分の家をつくるならば、これは転用許可をしております、この基準によつて、そこに五十坪とか三十坪とかいう過小宅地が造成される危険が多分にある。この法律は一応一ヘクタールになつておりますけれども、これはまあ民間でも、最近はそのなちっぽけな三千坪、五千坪じゃなくて、一万、二万という広さを持つた計画の方向に向かつてきておりますけれども、農地が虫食ひになる。あつち五十坪、こつち三十坪となつてくると、これを抑制する基準はないわけなんです。これはむしろ行政指導でこれをやらなければならぬと思つて、しかし、法律的にこの基準によつて許可を得る三種農地であるならば、この基準によつて、地方の農地局長も反対できない形にならざるを得ないと思つて、それが、それで結局、その土地がスラム化して、市街地として、住宅地としての機能は發揮できないわけなんです。ましてや、そこに側溝をつくり、道路をつくつた場合には、何らの費用の負担もせずして、それを流用すること、この法律によつては、公共施設というものは全部公共団体に属することになつておりますから、それを使つていくということになりません。そういう住宅地、小さな宅地の許可というのに対しては、相当慎重にしなければならぬと思つて、御存じのように、その先へその先へと飛んでおるわけですね。これは何とかならぬかという気持ちで私はするわけなんですけれども、農地局長は、どうもそこまではいかれないといふことを言つておられますが、なるべくそういうことは、ここにいろいろ新しい宅地ができるから、そつちへいらつしやい、こつちへいらつしやい、どういふ場合においても、そこがいろいろの場合においては、それを不許可にしようといふことはできないといふことを言つておられますけれども、農林大臣、どうお考えになりますか、実際の問題として

しても差しつかえないのだというより具体的な問題を判定してきめていくよりほかないと思ひます。原則として、優良農地や集団農地について許可できません。しかし、だんだん外郭に延びてきて、場所によっては宅地に転用したほうがいいという場合には、そういうふうなことの取り許らいをするよりほかないと思ひますが、どうも具体的に当たってみるよりほかないかと思ひます。極力まあこの宅地の認可区域内に宅地を集団化する、そういうふうな方針で臨みたいと思ひますけれども、現実においては、いろいろお話しのようなことが出てくると思ひます。

○田中一君 たとえばね、行政区画が違つて——いま町村合併したものですからだいたい農村は変わつてきていますのですよ。たとえば、どこにしようかな、河野さんがいらつしやるから、大磯や二宮にしてもいいし、あの辺のうしろの山地です、畑にいいところがあります。そうすると、行政区画が違つものだから、たとえば大磯を囲むようにして平塚を抱いているというようなどころがある。そこは高い所、そこに造成指定ができます、汚水は必ず他の行政担当の中へ流れ込んでいくわけです。しかし、そこには水田がある、たんぼや畑がある、こういう場合に、これはもう完全に、たとえ一種、二種の農地であろうとも三種化されなければならぬということになるわけですね。これは行政区画が違つてから考えません、隣の町、市のことなどは、そういうことが現実にはたくさんあるんです。水は低く流れますから、また、すべて流水溝——自然の流水溝があればそこに流れていきます、汚水は、です

から建設省はこの法律によつて、民間がつかつて気ままに宅地を造成するということによつてスラム化し、また、りっぱな町ができない。ことに住宅地としての環境がそこなわれるという点から、この法律を提案してもらつて私も賛成です。私も社会党も、これはもう数年前から、三種農地等は当然これは宅地化しなければならぬという主張をしてきた——私はしてきたわけなんです、なかなか党内でもつてまゝらぬで、今度政府提案になつて、私は非常にいいと思つて、ただそういう場合に、あのほしいところを他の市町村から攻めていっていつの間にかそれが三種農地になつちやつて、優良農地がつぶされていくという傾向がある。これはよくあるんですよ、そういうことは、だんだん攻めていくわけです、じわじわと蚕食していつて、とうとういい農地がだめな農地になつちやつ。町村合併による区域が広がつたことに非常に大きな問題がありますけれども、非常に大きな行政指導というものは非常に大事なことなんです。いま武内委員が質問していることは、競馬場の問題を言つておられますが、事実、地方等におきまして、熟田がいつか三種農地におかちつてしまつていくことにならぬでなかつたらうかという心配が多分にあるわけですね。農村中心の政治家諸君の心配はです。こいつをもっと積極的に建設大臣と協議を——この法律には建設大臣と協議をするなんといつたつて、建設大臣は、おれの権限を侵すなと言つて、よくるからできないと思ひます、こと

に役所間のセクトがありますから、こ

れはできないでしょう。しかし、この仕事だけは、どうしても農地を守るという意味からいつても、それから宅地を造成するといふ面からいつても、もう少し緊密な連絡がなくなつたらぬと思つて、二十条にある、ただ「当該住宅地造成事業が促進されるよう配慮する」なんというものではなくて、私は、農林大臣の積極的な参加というものがほしいと思つて、その点は、はひとつ、法律的にはどうにもなりませんが、何かそういうことはできませんか。これは公共団体ならばいいんですが、何といつても私企業で行なおうといふんですから。しかも、それを農業委員会ではなくて、今度農地審議会の意見を聞いて知事が許可する。だから、前と違つて非常に案になつてきているわけですから。この点はどういう方法で、そういう問題を指導しようかと、熟田をそのまま残す、同時にまた、市街地の造成を促進させるというようにお考えできませんか。

○国務大臣(河野一郎君) お話しになりますこと、ごもつともな点が非常に多いと思ひますが、現にそういうことが非常に多いと思つて、そういう意味におきまして、この法律は、お話しのとおり、運用をとにかく十分にしなければならぬといふ一点にかかっていると思ひます。そこで、私のこの法案を提案しました根本は、現に各地に非常にたくさんあります民間のいろいろな宅地造成、これらについて積極的に監督をし、これを指導するといふものがありませぬけれども、今度許可積極的に監督し、指導する。そして許

可認可にあたりましては、特にそういう点を注意するということだと思つて、です。で、この点は許可認可にあたりまして、相当にこれらの業者に対して、そういうことが言えると思つて、いまお話しのような心配のありました点について考へて、汚水、下水道についても考へつつ、一体化してやらなければならぬと思ひます。私が考えますの、これまで非常に宅地行政がおくれおりました。それで、同時にまた一方、先ほどお話しもありましたが、農村から都市に転入される人が非常に多いといふことも私は考へなければならぬと思つて、そういうことのため、今回、宅地がこんなに足りない、非常に宅地が暴騰しているといふことは、需給の関係が非常にアンバランスだ、それからまた一方、農地がこれほど非常に困難であるという点にありまして、一方において緩和すると同時に、これが行政指導において万全を期するといふことで私は改善していくことができるのじやないか、こう思つて、先ほどもお話しが、お話ししたけれども、私は何とこの法律に書きましても、農家自身が売るのをいやなら売らなさいの、ですか、田を守る、畑を守るという人は、自分が耕作をして、現在の事情からいけば、私も百姓の一人ですが、売りたいという者はあつても、売りたいというお百姓さんはいない。それを政府のほうで、そういうふうな売らなさい、農地のほうが高くて、農地でない雑地のほうが高いといふ——現実にはそれだと思つて、これらを法律の運

用によつてどういふふうに調整をして、そういう変な現象をなくしていくかというところが第一。第二は、かねて私が申しておりますとおり、すみやかに都市行政を充実いたしまして、それで道路等を先行いたしまして、それでその周辺の適当なところに市街地をつくつていく、工業団地をつくつていくといつて公共投資が先行するといふ段階が一番肝心だと、それをひとつ明かぬといふことによつて、ただいかに都市の周辺の農地が無計画につぶされていくといふようなことでもなしに、もう少し、同じ農地でも、いまお話しのように、三種であるとか雑地であるとかいふようなところに新しい団地をつくつていく、計画的につくる。しかも、小規模のものにするべくこれを押して、大規模のものにするといふことにはしてまいらぬことによつて相当改善されるのじやないか。で、お話しのような点を十分注意いたしまして、そうして行政指導をやりますと同時に、今後にもそういう慣行は私はつくつていきたい。農林省との間に、従来とかくお話しにありますが、この点は建設省、この点は農林省というようないふ点がありまして、そういういふ点なるべく話し合ひをしていって、いふこととんで、十分話し合ひをさして、そして阿省が完全に——ここに覚え書きにいたした点につきましても、なるべく相談をしてやつていくように、私は少なくともそう考へて行政指導をいたしたい、こういうふうな考へております。

○田中一君 赤城さんはどうです。それはもうほうですからいいですけれ

うなことに限定した条件を課すとす
のが、法律上当然ではないかというこ
とから、こういう規定をつけたので
ございます。

○田中一君 宅地造成等規制法には、
おのずから宅地はかくかくかく、
何はかくかくと書いてあるのですね。
これは当の正しいほうですね、こうい
うものは法律で定めていたのですが、
こういう条項は要らないんじゃないか
か。

○政府委員(前田光嘉君) 条件を付す
る場合に、その条件が過当あるいは当
を得ないことを付することが、法律制
度として必要でございますので、条件
を付す場合には、よくこういう条文
を入れまして、その条件が適正なもの
の範囲にとどまるように配慮をいたし
ております。

○田中一君 「工事によって生ずる災
害を防止するため必要な条件」これ
は現場現場で進もうと思うのです、これ
は当然のことじゃないかと思うので
す。「不当な義務」というのは、どうい
う程度のことをいっているのですか
ね。ただこれは一つの条文として義務
づける、しかし大きな義務じゃないか
ぬ、不当な義務じゃないかぬといつて
義務づけるということがある以上、不
当な義務ということはないはずだが、
すると、いままでではそういう不当な義
務ばかり押しつけているからこう書い
ているのですか。ほかの例はないので
すか、例示は、ほかの法律の。

○政府委員(前田光嘉君) これは、法
律におきまして条件を付する場合にお
ける例文となっております。本件の場合
合におきまして、この宅地造成の法

律の目的内の条件でなければなりません
ので、そういうふうなことに限定を
する、あるいはまた、その中におきま
しても非常に重い負担を課することに
なりましてはいけませんので、例文に
よりましてこの規定を置いたわけであ
ります。

○田中一君 これはあとに残しておき
ます。
次に、九条の認可、不認可の通知
は、「遅滞なく」と書いてありますが、「
遅滞なく」というのは何日ぐらいです
か。建築基準法では二週間になってお
りますが、現場を見るのですから、建
築基準法のように図面で行つて実
際には図面を照らし合わせてみて、それ
こそその宅地造成をする者以上の能力
を持つ者が行つてそしてしなきゃなら
ないわけですね。そんな人間がありが
すか。また、そういうことを義務づけ
ておかなければならぬと思うのです
が、それはどうですか。必ず実際に
行つて立ち会つて図面を見てやるので
しょうから、何日ぐらいかかりませ
うか。

○政府委員(前田光嘉君) 住宅地造成
事業の計画の規模によりまして違いま
すので、ここで何日と申せませんけれ
ども、民間の宅地造成事業を規制する
以上は、役所の側におきましても、な
るべく早く認可をすべきであるという
趣旨におきまして書きましたが、具体
的には、実際の審査の現場審査その他
の例を研究いたしまして、なるべく早
く処理するように指導いたします。

○田中一君 十条の三行目の「軽微な
変更」、これは軽微をどの程度と見る
わけですか。

○政府委員(前田光嘉君) たとえば道
路の変更を伴わない区画を変更すると
か、あるいは工事の仕様を変更する設
計の変更等を考えております。

第十四条の「住宅地造成事業の施行
により設置された公共施設の管理」、
これは一番この法律の大きな問題のと
ころでありまして、道路、放水路、排
水路その他を全部公共団体に帰属する
ということになるわけなんです、こ
れはむろん無償でしょうね。

○政府委員(前田光嘉君) これは法律
上の管理者の点でございます、その
土地の所有に関する有償無償について
書いてございせんが、実際問題とい
たしましては、無償で処理をすること
にしたいと考えております。

○田中一君 それで大体たんぼ一た
んぼというか、宅地じゃないところ
に、山林、農地等にできるのですから、
道路は何メートルぐらい考えておりま
すか、幹線道路というか、周辺道路と
いうか。

○政府委員(前田光嘉君) これも規模
によりまして違いますが、少なくとも
最小限度四メートルはちろんのこと、
かなり付近の道路交通に影響する場合
につきましては、六メートル以上にな
る、あるいは接続する道路につきまし
ては、さらに地区の状況によりまして
変更しますが、なるべくできる限り
の広い道路にしたいと考えておりま
す。

○田中一君 それはおかしいな。規模
によつて道路が変わるなんていうこと
はないはずですよ。それを、初めにも
ありましたように、必ず既成市街地に

接続するところに新しく都市計画法に
よる地域設定がされるのであつて、そ
れがかりに六メートル道路があれば六
メートル道路をつける、十メートル道
路があつたら十メートル道路をつける
ということになると思うのです。幹線
道路が来ていれば当然そうなんです。
そこで急に十メートルで来たやつをほ
こつとこは一ヘクタールだから四メ
ートルにしろということではできないで
しよう、そんなことは。その点の扱い
方をはつきりせぬと困るのですよ。前
のほうにはちゃんとありますよ、そう
いうことが。何条でしたか、事業計画
の中にちゃんとある。だからその点も
う少し、まあ政令は出ているし、これ
から行政指導でやるのだということ
は困るので、やはり法律に明らかにし
てほしいのですよ。相手がいま相当よ
いことも悪いこともしている宅業者
なんです。よいこともしているし、悪
いこともしているという人もおりま
す。だからあいまいなことは困るので
す。はつきりしてください。

○政府委員(前田光嘉君) 道路等の規
模につきましては、基準につきまして
は、建設省令で定める予定で研究いた
してあります。いま考えている点を申
し上げますと、もちろん、先ほど申し
上げましたように、施行地区の規模に
応じて基準にも段階を持たなければな
らないのですけれども、たとえば主要
道路は六メートル以上でなければなら
ませんし、あるいはまた、街区につ
きましては、一辺を少なくとも六メー
ター以上の道路にしなければならず、
また街区の大きさも千平方メートル程
度にする、施行地区内の主要な道路は
施行地区外原則として六メートル以

上の道路と接続する、道路は砂利敷そ
の他ぬかるみとならない構造とする
というふうな規定を置きまして、でき得
る限り、民間事業でございませうけ
れども、良好な宅地になるような基準
を設けることにいたしております。

○田中一君 それは、こういう宅地が
できた、そこに指定した道路をつく
つた場合に、その道路利用の問題です
よ。自分の土地を提供して、私道なら
私道に編入してもらわうわけですね。そ
れから配置のほうの関係で、いま大
体、君のところをこれを区道にしてく
れとか、あるいは私道にしてくれと
いつても、受けてくれないですよ。大
体これは受けてくれないですよ、それ
で維持管理という義務が生ずるもので
すから。そうすると、この法律では強
制しているわけですね、はつきりと。

○政府委員(前田光嘉君) 公共施設に
つきましては、事前にその管理者を定
めまして認可を受けます。公共団体
によりましては、ただいま先生おつ
しやつたように、直ちに受けないで、
あるいは私道として残るものもあるか
もしれませんし、場合によりましては
条件を付しまして、あるいは舗装をす
るとかいうことによりまして、公共団
体が管理を引き受けてもいいという状
態に持つていったものについては、引
き受ける場合もあります。事前にその
点につきまして十分協議した上で、そ
の協議の結果によりまして、管理者が
はつきりきまつていないものにつきま
しては公共団体が引き受けるというこ
とでございませう。そういうことでござ
います。

○田中一君 そうすると、自分の土地
を道路にした、ところが自分が管理者

付すということなどもひとつ心得ていただきたいと思います。そうして、なおかつ無許可でやる向きがたくさんございます。これもつかまりません。この法律をつくって、法律の実施に当たっているのが地方公共団体に何か予算上の措置でもしてやらなければつかまらないんです。こんなものを追っかけていったところが、だれが責任者だかわからぬようなことがたくさんあるんです。そういう点も認可の場合に的確につかむということにしたいと思っております。誇大な広告あるいは誇大な宣伝等はさせないということ、ひとつ建設大臣、約束してほしいと思っております。

○国務大臣(河野一郎君) たいまお話しになりましたような点は、最初申し上げたとおり、これによって宅地造成の事業を促進、実行して成果をはかるという趣旨にしておりますので、それらの点十分注意いたしまして、行政指導において考えていきたいと考える次第でございます。

○委員長(北村暢君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(北村暢君) 速記を始めて、他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認めます。

この際おはかりいたします、各派共同提案の修正案が委員長の手元に提出されておりますので、本修正案を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認めます。

この際おはかりいたします、各派共同提案の修正案が委員長の手元に提出されておりますので、本修正案を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認めます。

この際おはかりいたします、各派共同提案の修正案が委員長の手元に提出されておりますので、本修正案を議題とすることに御異議ございませんか。

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認めます。これより修正案の趣旨説明を求めます。田中君。

○田中一君 たいまおで数回にわたる審議を続けてまいりましたが、この法律の第五条二項の三号のただし書きの分でございます。趣旨説明の点につきまして、先ほど建設大臣にこの点をたゞしして、少なくとも第一の目的にあるように、「良好な住宅地の造成を確保し」ということになっております。これらやむを得ない場合とはいえ、雨水の貯留等の施設を設けるといふことは、決して良好な住宅地の造成じゃございません。したがって、この修正案を讀み上げます。

住宅地造成事業に関する法律案に對する修正案
住宅地造成事業に関する法律案の一部を次のように修正する。
第五条第二項第三号ただし書を削る。

以上でございます。

○委員長(北村暢君) たいまの説明に對し、御質疑のある方は順次御発言を願います。――別に御発言もなければ、これより原案並びに修正案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようですか。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。住宅地造成事業に関する法律案を問題に供します。

まず、各派共同提案の修正案を問題に供します。修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(北村暢君) 全会一致と認めます。よって、各派共同提案の修正案は可決せられました。

次に、たいま可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北村暢君) 全会一致と認めます。よって、修正部分を除いた原案は全会一致をもって可決されました。以上の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

○委員長(北村暢君) たいまの報告書に對し、御発言もなければ、これより原案並びに修正案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようですか。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認めます。さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

五月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、道路法の一部を改正する法律案

道路法の一部を改正する法律案

道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。

二 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

第六條 削除

第七條第一項中「第四号」を「第三号」に、「一級国道、二級国道」を「国道」に改める。

第三條第二号を次のように改める。
二 一級国道
第三條中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
第二章の章名中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。
第五條及び第六條を次のように改める。
(一) 一般国道の意義及びその路線の指定

第五條 第三條第二号の一般国道(以下「国道」といふ)とは、高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号の一は該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいふ。

一 国土を縦断し、又は循環して、都道府県庁所在地(北海道の支庁所在地を含む)その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市(以下「重要都市」といふ)を連絡する道路

二 重要都市又は人口十万人以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路

三 二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に達する道路

四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十二條第二項に規定する特定重要港湾若しくは同法附則第五項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路

五 国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路

二 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

第六條 削除

第七條第一項中「第四号」を「第三号」に、「一級国道、二級国道」を「国道」に改める。

第八條第一項中「第五号」を「第四号」に改める。

第十一條第一項を削り、同條第二項中「二級国道を「国道」に改め、同項を同條第一項とし、同條中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十二條(見出しを含む)中「一級国道」を「国道」に改める。

第十三條を削り、第十二條の二(見出しを含む)中「一級国道」を「国道」に改め、同條を第十三條とする。

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

第十七條第一項中「一級国道及び二級国道の管理(一級国道の管理又は二級国道の新設、改築若しくは災害復旧に関する工事に係る管理で、建設大臣が行うものを除く)は、第十二條、第十二條の二第一項、第十三條第一項及び第十四條第一項の規定にかかわらず」を「国道の管理で第十二條ただし書き及び第十三條第一項の規定により都道府県知事が行なうべきものは、これらの規定にかかわらず」に改め、同條第二項中「第十三條第一項及び第十四條第一項」を「第十二條ただし書き及び第十三條第一項」に、「二級国道の管理(建設大臣が行う二級国道の新設、改築又は災害復旧に関する工事に係るものを除く)」を「国道の管理でこれらの規定により当該都道府県知事が行なうべき

二 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

第六條 削除

第七條第一項中「第四号」を「第三号」に、「一級国道、二級国道」を「国道」に改める。

第八條第一項中「第五号」を「第四号」に改める。

第十一條第一項を削り、同條第二項中「二級国道を「国道」に改め、同項を同條第一項とし、同條中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十二條(見出しを含む)中「一級国道」を「国道」に改める。

第十三條を削り、第十二條の二(見出しを含む)中「一級国道」を「国道」に改め、同條を第十三條とする。

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

内の一級国道を除く。又は二級国道を「道路法第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)外の一級国道に改める。

第七条第二項中「一級国道若しくは二級国道」を「一般国道」に改める。

第七条の二第一項中「第十三条第一項若しくは第二項」を「第十三条第一項若しくは第二項中「第十三条第一項若しくは第二項」を削る。

第七条の三第二項中「一級国道(指定区間内の一級国道を除く。又は二級国道)」を「指定区間外の一級国道」に改める。

第七条の五中「第十二条の二第一項から第三項まで、第十四条第一項若しくは第二項」を「第十三条第一項若しくは第三項」に改める。

第十六条の見出し中「一級国道等」を「一般国道等」に改め、同条第一項及び第四項中「一級国道」を「一般国道」に改める。

第十七条及び第十八条中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。

第十八条の二中「一級国道等」を「一般国道等」に、「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間外の国道」に改める。

第十九条第一項中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。

第二十一条中「一級国道等」を「一般国道等」に、「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に改める。

第二十五条中「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間外の国道」に改める。

第二十六条第一項及び第二十七条

第一項中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。

第三十条第一項中「一級国道等」を「一般国道等」に、「第四十七条の規定」を「第四十七條第三項の規定」に、「第四十七條第二項」を「第四十七條第三項」に改め、同条第二項中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。

第三十一条中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第五条の二中「第十二条の二第一項に規定する指定区間内の一級国道(以下「指定区間内の一級国道」という。）」を「第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。))」に改める。

第六条中「一級国道(指定区間内の一級国道を除く。）」及び「二級国道」を「指定区間外の一級国道」に改める。

高速自動車国道法の一部改正
法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「一級国道」を「国道」に、「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改める。

駐車場法(昭和三十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十二条の二第一項に規定する指定区間内の一級国道」

道」を「第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。))内の一級国道に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間外の一級国道」に改める。

(道路整備緊急措置法の一部改正)
道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一級国道及び二級国道」を「一般国道」に改める。

第三条第一項第三号中「道路法」を「道路法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)による改正前の道路法」に改める。

(道路整備特別会計法の一部改正)
道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「若しくは第五十一条」を削る。

(首都高速道路公団法の一部改正)
首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「道路管理者が」を「建設大臣以外の道路管理者が」に改める。

(公共用地的取得に関する特別措置法の一部改正)
公共用地的取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 高速自動車国道又は一般国道(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)
共同溝の整備等に関する特別措置

法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「第十二条の二」を「第十三条」に、「一級国道」を「一般国道」に改める。
第五条第一項中「第十二条又は第十三条第二項の規定により一級国道又は二級国道」を「第十二条の規定により一級国道」に改める。
第二十二条第一項中「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の一級国道」に、「一級国道若しくは二級国道」を「一般国道」に改める。
五月十五日日本委員会に左の案件を付託された。
一、関越自動車道建設促進に関する請願(第二五一四号)
一、河川法案等反対に関する請願(第二五一五号)

地域住民がひとしく渴望していたところ、幸い第四十三回国会において関越自動車道建設法が成立した。

第二五一五号 昭和三十九年五月七日受理
河川法案等反対に関する請願
請願者 山形県酒田市山居町五八 小関俊夫外二千二百十二名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第二五一四号 昭和三十九年五月七日受理
関越自動車道建設促進に関する請願
請願者 埼玉県議会議長 三ツ林弥太郎
紹介議員 瀬谷 英行君

関越自動車道建設促進のため、左記の措置を講ぜられたいとの請願。
一、関越自動車道の調査の早期実施。
二、新道路整備五箇年計画への組入れ。
三、予定路線を定める法律の早期制定。

理由
東京都、埼玉県、群馬県、新潟県を問わず関越自動車道の建設は、産業経済の発展と地域格差是正のため多年関係

昭和三十九年五月二十六日印刷
昭和三十九年五月二十七日発行
参議院事務局
印刷者 大蔵省印刷局